

「松江市立小・中・義務教育学校における電子決裁サービス構築業務委託」

プロポーザル評価基準書

令和 7 年 7 月

目 次

1.	本書の目的	1
2.	選定の主体	1
3.	選定方法	1
4.	評価基準	1
5.	優先交渉権者の決定.....	2
6.	その他	2

1. 本書の目的

本評価基準書は、「松江市立小・中・義務教育学校における電子決裁サービス構築業務委託」のプロポーザルにあたって「松江市立小・中・義務教育学校における電子決裁サービス構築業務委託プロポーザル実施要領」に基づき提案者の審査、第一優先交渉権者（最高得点者）および次点交渉権者（契約候補者）の選定に必要な事項を定めるものとする。

2. 選定の主体

優先交渉権者の選定は松江市が設置する「松江市立小・中・義務教育学校における電子決裁サービス構築業務委託」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

審査委員会は、各委員が企画提案書を審査し、公平、公正な判断により評価した結果を総合して、優先交渉権者を選定する。

受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

3. 選定方法

参加資格要件を満たしている提案者において、提案者から提出される企画提案書等の内容で審査を行い、優先交渉権者を選定する。

審査にあたっては、提案書等に加え実施するプレゼンテーション及び質疑応答での内容を審査の評価対象とする。

次項に定める評価基準により、各委員が採点を行う。これによる合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉権者、合計得点が次点のものを次点交渉権者として選定する。

なお、各委員の合計得点が満点の6割に満たない場合は優先交渉者を選定しない。

4. 評価基準

各項目の評価内容及び配点は以下のとおりとする。

No.	項目	評価内容	点
1	全 体 評 価	紙代の節約及び事務の効率化の推進が期待できる提案となっているか。	15
		提案が仕様書の要求を満たし、かつ実現可能であるか。	10
2	基 本 機 能	画面は直感的に分かりやすく、操作は習得が容易であると考えられるか。	10
		文書の保存容量は十分確保されているか。	5
3	決 裁 ル ー ト	決裁ルートの設定は分かりやすく、柔軟性が確保されているか。	10
		承認者への通知は、気付きやすい方法であるか。	10
4	押印なりすまし防止	電子印鑑は、なりすまし・偽造対策が十分に施されているか。	5
5	セキュリティ	サービス利用者の確実な制限方法が盛り込まれているか。	5
6	相談対応	サポート対応の手法は柔軟なものであるか。	10
7	独自提案	仕様がない独自の提案・工夫が見られるか。	10
8	価 格	業務委託費は、提案内容に応じた能率的かつ効率的な価格提示か。	10
合 計			100

5. 優先交渉権者の決定

松江市は、審査委員会による選定結果に基づき、優先交渉権者を決定する。

合計得点が最も高い者が2人以上あるときは、審査委員の各評価で1位の数が最も多い者を第一優先交渉権者とする。(合計得点が最も高くかつ1位の数も同数の場合は、審査委員会の委員の合議により審査を行い決定する)

6. その他

このほかに必要な事項がある場合には、審査委員会が別途定めることとする。